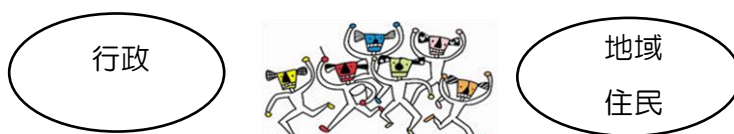


第3章 自殺対策の基本方針

1 基本理念

本町では、国の理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことに加え、本町の健康寿命の延伸を目標とした「三木まんで願健康プロジェクト2016」の基本理念である「互いが支えあい健康でいきいき暮らせるまち・ひとづくり」を踏まえ、町民1人1人が「こころの健康」や「命」を大切にするとともに、住民同士が支えあい、いきいき暮らせることを基本理念におき、**住民や地域と共に**自殺対策を推進します。

「互いが支えあい健康でいきいき暮らせる三木」の実現を目指して ～互いに歩み寄り協働～



三木町（行政）と住民は対立する立場ではありません。

「互いが支えあい健康でいきいき暮らせる三木」の実現を目指して協働するチームのメンバーです。自らの主張のみではなく、互いに相手の事情等を考慮しながら、互いを理解し対等な立場での建設的な対話を通し、互いに歩み寄ることが求められます。

2 基本施策

三木町における地域の実情を勘案し「自殺対策総合対策大綱」における12の当面重点施策を踏まえ、本町が取り組むべき自殺対策基本施策を示します。

3 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱における基本方針を勘案して、以下の5つの基本方針に加えて、**自殺対応の段階ごと及びライフステージごと**に自殺対策を効果的に連動させながら推進します。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

対応の段階ごとに推進

各段階において、次のような視点で取り組んでいきます。

事前対応の更に前段階での取組	心の健康に関して普及啓発に努め、地域において心の健康づくりを推進します。
事前対応	心の健康の保持増進や自殺、精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行う等、自殺の危険性が低い段階で対応を行います。
自殺発生の危機対応	自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないように努めます。
事後対応	自殺や自殺未遂が生じた場合、本人やその家族等からの相談に対応し、適切な専門機関（医療機関、自死遺族会）等に結びつけられるようにします。

ライフステージごとの取り組み

各ステージにおいて、次のような視点で取り組んでいきます。

乳幼児期	親子の信頼関係を育て、安心した心の土台の形成に向けて、養育者が子育てにおいて相談できる体制をつくります。 また、事業を通じて養育者が地域の人々とつながれるよう支援します。
学童・思春期	命の大切さや悩みを抱えた際の SOS の出し方について学べる体制を整えます。また、悩みを相談できる環境づくりを推進します。
青年期・壮年期	家庭や職場の悩みに対して、適切に専門機関につなげられるように支援します。
高齢者	地域のつながりを深め、孤立を防ぎます。健康や生活等の不安に対し相談体制を整えるとともに、適切に専門機関に結びつけられるようにします。